

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

遊漁船業の適正化に関する法律の目的を、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することとする。 (第一条関係)

第二 遊漁船業に係る参入規制、業務の適正な運営を確保するための措置の見直し

一 参入規制の見直し

- (一) 遊漁船業に係る参入規制を届出制から登録制に改めることとする。 (第三条関係)
- (二) 都道府県知事は、登録の申請があつた場合においては、当該申請が、遊漁船業務主任者を選任して

いない場合、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が一定の基準に適合していない場合等の登録拒否要件に該当する場合を除くほか、遊漁船業者登録簿に登録しなければならない

こととすること。（第五条及び第六条関係）

二 変更の届出

遊漁船業者は、その登録した事項につき変更があった場合には、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬこととすること。（第七条関係）

三 業務規程

遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項等を定めた遊漁船業の実施に関する規程を作成し、都道府県知事に届け出なければならぬこととすること。（第十一条関係）

四 遊漁船業務主任者

遊漁船業者は、遊漁船業務主任者を選任し、遊漁船における利用者の安全管理その他の業務を行わせなければならぬこととすること。（第十二条関係）

五 周知させる義務

遊漁船業者は、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及

び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならないこととする。 (第十五条関係)

六 標識の掲示

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆に見やすい場所に、一定の様式の標識を掲示しなければならないこととする。 (第十六条関係)

七 名義の利用等の禁止

遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させ、又は、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならないこととする。 (第十七条関係)

八 業務改善命令

都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要な限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。 (第十八条関係)

九 登録の取消し等

都道府県知事は、遊漁船業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に従反したとき等は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。 （第十九条関係）

第三 その他

- 一 全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止することとする。
- 二 罰則に関し所要の改正を行うこととする。 （第五章関係）
- 三 その他所要の改正を行うこととする。

第四 附則

- 一 この法律は、平成十五年四月一日から施行することとする。 （附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置等について定めることとする。 （附則第二条から第五条まで関係）

